

地球時代にマッチした憲法改正案を提示する——解釈では限界にきた現実とのかい離

自主憲法期成議員同盟
自憲法制定国民会議 事務局長

清原淳平



▲清原淳平氏

さきの湾岸戦争、最近では自衛隊のカンボジア派遣など、国際貢献のあり方をめぐって憲法論議が高まっている。折も折、五月三日の憲法記念日に自主憲法期成議員同盟と自主憲法制定国民会議が、三十五項目にわたる改憲案を提示した。いわゆる護憲とは、制定された時点で静止する法と、時々刻々変化する現実とのギャップを黙認することではないはず。

昨年春、自ら『憲法改正入門』を著した清原事務局長に、改憲案発表に至るまでの経緯、今なぜ改憲かの真意を聞いた。

戦後の長い間、国民は日米安保体制の庇護下にあって、太平に暮らしてきた。米ソ両大国による冷戦構造の中でも米国に寄りかかったまま、深い眠りに落ちていたといえる。

それでも済んでいたのだが、太平の眠りを覚まされる事が突然、発生した。

平成二年八月二日、イラクのクウェート侵略、湾岸戦争勃発である。四日には

米連の安保理が侵略認定をする、米、英、仏三国をはじめ、グローバルを守るために起ちあがつて、結果的には二十九カ国が軍を派遣している。

対して日本は、各国が迅速な対応をしたにもかかわらず、二ヶ月も経過して国会に提出した国連平和協力法案（PKO法案）は廃案となり、三年一月に約束した九十億ドルの協力金も、やっと拠出を決めた時、湾岸戦争は終わっている始末である。

追加分を含め総額では百三十億ドル、

さつと一兆円。これほどの大金をつぎこんでいながら、国際社会での評価は極めて低く、かえって「すべてをカネで片づける」悪評さえ生んだ。

ここに至って国民も、日本の平和主義というものは、国際社会では通用しないのではないか、今までのやり方では駄目なんだ、気づいてきた。

ところが、ソ連の崩壊、冷戦に終止符が打たれて、湾岸戦争によつてもたらされた自覚が、また安心感にとって代わられた感があった。ただ、その後、旧ユーゴやソマリアなどで紛争が相次ぎ、十五年戦争のカンボジアでも、国連が乗り出

さなければならぬ状況が出てくる。つまり、米ソ旧体制の手綱があるんだところで、国連の役割が見直され、PKOなりPKF（平和維持軍）なりのニュースが連日報道されると、国民も、日本も出て行かなければ国際社会に伍していけないのではないかと徐々に考えるようになった。

国民一般は、日本の一国平和主義は世界では通用しない、日本の常識は世界の常識では非常識なんだ、そろそろ改める必要があることを分かり始めた。それが新聞の世論調査に示されている。

たとえば、読売（今年四月三日付）では、現行憲法を「改正する方がよい」五〇・四%。「国際貢献など、今の憲法では対応できない新たな問題が生じているから」が主な理由で、同紙が定期的に憲法に関する調査を実施して以来、初めて改正派が非改正派（三三・〇%）を上回ったという。

また、日経（同三月三日付）では「大いに見直し論議をすべきだ」が二二・五

ないのが特色だ。

タタキ台として過去の成果発表

国民が国際情勢から憲法問題に目覚め始めたといえるが、政界の動きも少しずつ変わってきている。過去には、時の総理が、「自分の内閣では改憲はない」と発言すると、自民党首脳も黙つてしまふのが通例だった。

それが、去年の暮れからだが、三塙政調会長がいろいろ発言する、梶山幹事長も、憲法を見直すべきではないかとの意向を示す、中曾根（元総理）さんは、前々からの首相公選論を持ち出すといった形で、与党首脳が動いている。

これに対し、宮沢総理なり河野官房長官あたりが、消極発言をしているけれども、やはり党内の論議は継続したままである。政府筋と党筋とが必ずしも一致し

そういう点でも、国民世論を踏まえて
党の方に、改憲へ向けてアクションが起
きていること自体、これまでにない盛り
上がり方である。

上り方である。

さらには、野党の側でも改憲ということをいい出した。新党では、日本新党や平成維新の会、既成政党では民社党はもちらんだが、公明党までが見直しをいい始

過去になかつた様相であり、その変化をめている。

の根底には、前述したとおり、國民が國際情勢が引き金になって、憲法に関してやっと目覚めてきた。それを反映して政

党の発言が積極化したわけである。

迎すべきことで、長い暗いトンネルの先に明るさがようやく見えた感じだ。改憲論議がタブー視されないで、少なくとも論議するのはいいじゃないかという空気は結構なんだが、ただ、大きな問題は、

論議するにしても、具体的なタタキ台がないことである。

部分改正といつても三十五項目にわたるから、多過ぎないかとの危惧もあつたが、逆の見方をすると、これまでの改憲問題は、“左”的宣伝もあって九条（戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認）か天皇制。だから、問題は九条や天皇制だけではありませんよ、各章の条文に及んでいるんだということを三十五項目で提示したのである。

それぞれの章には、掘り下げるは十や十五の個所が出てくるが、それでは、かえって消化不良になる。各章について四五条にとどめることで、落ち着いたわけである。

もう一つ、われわれが留意したのは、日本国憲法が遅れている現実を直視してもらいたいということである。地球環境や社会福祉、プライバシー、肖像権――欠陥はいろいろ挙げられる。

実は、二十一世紀まであと数年を残すのみにもかかわらず、わが憲法は、"十

※「憲法を改めて時代を刷新する国民大

“十九世紀型憲法”に別れを

されば、一番だが、とてもそんな状況にはない。かといって、個々の改憲派の政治家に、どこをどう改めるのかを尋ねても、まず明確な答は返つてこない。

に来てもらい、毎年、四〇五項目ずつ改憲案をつくってきた。したがって、七〇から八〇カ条が、すでにできている。

のだが、内容や文体の整合性をとつて、世に問うこととした。これが、三十五項目改憲案の経緯である。

しかも、ここをこう改正すると現行憲法と対比する条文だけでは、国民は分かれにくい。なぜ改正するのか、の具体的な解説が必要だ。そのため、大変苦労したのだが、とくに憲法を学んでいなくては分かりやすいという声も寄せられており、そういう意味では、出した意義、成り果はあつたと思う。

当初は、全面改正案も考へないではなかつたが、国民の認識に配慮して部分改三案二つ。二つ目の明治憲法で五十

正案とした。たゞして明治憲法は五年後、六年、今の憲法で四十七年、一回も改正していない。日本の国民は、改憲をした

かどらない。そこに古さがある。ドイツは随分思いきつたことをやっていて、ある地域について耐火の石造の建物にしろとか、景観上、屋根の色を系統的に限定したり、そんなところにまで踏み込んで指導している。

それは、なにもドイツばかりではなくて、諸外国では所有権が義務を包含する観念をさらに進め、より積極的に社会に貢献しなければならないということが基本になっている。

しかし、日本の場合は、第三章の権利及び義務はあるが、権利と義務がアンバランスだ。国民の権利にウエイトがかかるつており、義務の方は、納税の義務、教育を受けさせる義務、公務員の忠実に職務を執行する義務程度である。

これが教育に反映して、大手七社の公民の教科書を調べてみると、それぞれ権利については二十ページくらい書いているが、義務については、わずか一ページからそこで、ひどいのは二、三行しか触れていない。

自由権絶対的な憲法で、社会権がなおざりにされているから、自分さえよければ他人はどうなつてもいい式の風潮が生まれる。国際貢献をめぐる一連の経緯が物語るとおりだ。

現実に合わせる改正は当然

また、最近の諸外国の憲法は「母子及び老人の保護」「勤労の保護」「家庭の保護」などの規定を設けているが、日本でも、少なくとも「家庭の保護」に関する定めは置くべきである。

現行憲法は「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」（第二十四条）するとしているが、家庭という言葉すらなく、まさに家庭を見忘れている。これも、立ち遅れた個所だ。

家庭は、社会生活の基礎単位であり、夫婦が家庭の中心には違いないが、親や子を含んで構成される家庭の生活が幸福で豊かであるために、憲法上の保障措置が必要なのではないか。

原則である。類推解釈や拡大解釈は、極力してはならない。なぜなら、それが行き過ぎると、やがては法治主義に反することになるからだ。

特に九条は、法文自体があいまいな点もあって、十八とおりにも解釈が分かれている。個々の字句の解釈、あるいは二項に「前項の目的を達するため」とあるが、その言葉がどこにかかるのかなど、食い違つてくる。

政府とすれば、十八とおりのうち都合のいいものを採る、野党は逆の解釈を正しいとする。国民は、カヤの外でさっぱり理解できない。

解釈改憲による数々の弊害

われわれとしては、憲法は国の基本法なのだから、一流かどうかは知らないが学者が集まって、九条一つをめぐって十八とおりの解釈があるのはおかしい。小学校高学年程度の学力のある者が読んで、素直に分かる内容であることが望ま

いわゆるウェルフェアステートの考え方

方は、世界で一般的になつていて、同時に、国民が国家に対しての義務、前向きの貢献をする認識も、成文化されつつある。

二十世紀型の憲法にしてこうなのだから、十九世紀型の日本の憲法は、早急に改めねばならない。

そもそも憲法といえども一つの法律であり、時代に即応して変えていくのが当然である。外国では、制定時の国民が、後の世の国民を縛つてはいけないという観念がある。

法は、制定された時点で静止する。反対に現実は、急速に動いている。したがって、どうしてもギャップが生ずるからこれを埋めなければならない。つまり、現実に合わせて法を改正することが合理的なのである。

戦後だけでも、ドイツが三十七回、イスラエルが三十三回といった具合に、ひんぱんに改正を行っている。それは、厳しい改正手続をやめて、ゆるやかな手続にする必要なのである。

法こそふさわしい。

こうした解釈改憲を政府自らがやるようになると、國民も自分勝手な類推や拡大解釈をするようになり、ひいては法の意義が失われ、法を守ろうとする遵法精神が損なわれてしまう。

極端にいえば、政府の解釈改憲は、国民を欺すことにもなつてくる。その都度、解釈で運用していくと、事態が変わった場合、またぞろ別の解釈で補わねばならない。

さきのカンボジア問題などが、まさにそうなんで、初めはピストルさえ持たせない話だったのが、小火器の携行はいいことになり、では正当防衛の使用は可能か否かになつて、現地入りすると予想以上に危険で死者も出る始末だ。政府が、嘘をついた格好である。

解釈改憲は、早くに限界に達しており、堂々と憲法を改める時期にきており、根本を正さないと、解釈改憲の破綻は広がるばかりだ。その意味では、十九世紀型の憲法も遅れているし、政府の対応も遅

ることもある。

日本の場合は、ご存知のとおり、マッカーサーが九十六条に極めて厳しい改正手続を設けた。衆参議院の総議員の三分の二以上の賛成で国会が発議することになつて、世界でも最も厳しい部類になっている。世界でも最も厳しい部類に属する手続で、憲法改正が非常にできにくい硬性憲法である。

対して軟性憲法の諸国では、過半数もあるし、せいぜい上下両院の議員を合わせて三分の二とか、改正がやりやすい規定になっている。多種多様な意見が出ることを前提とする民主主義には、軟性憲法こそふさわしい。

しかし、日本は、野党の無理解と厳格な手続によって改正できない。一方で現実は急速に変わりつつある。政府としては、何とか現実に合わせなければいけないから、法を適用するに当たつては解釈で補うよりない。『解釈改憲』である。一部に、解釈改憲でもいいではないかという声もあるようだが、とんでもない間違いだ。法律は、厳格に解釈するのが

ことである。

戦禍の残る制定当時には、国内のことだけ考えておればよかつた。それが今では、経済活動はグローバルに広がり、国際社会における地位も、比較にならないほど重い。一回の改正すら経てられない旧態依然たる憲法が、実態にそぐわないのは当然である。

たとえば、違憲が云々される場合、大方は第九条にしばられるが、ほかにも押しつけられたというか、外国の真似をした条文が、実質的に憲法違反を引き起こしている。第八十九条が典型だ。

これは、公金その他の公の財産を支出または利用する場合の制限を規定している。第八十九条が典型だ。

これは、公金その他の公の財産を支出したり、宗教、教育、慈善、博愛の四つが掲げられている。そうすると、私立学校の助成もいけないことになる。

しかし、実際は、三十年以上も前から私立大学をはじめとする私立学校に多額の助成金、近年は年間総額三千億円を超えるものを出している。直接には、私学振興財團である。憲法の法網を破るために

の組織だ。

ひるがえって、どうしてこんな条文が生まれたのか。一つは、占領軍の軍国主義教育に関する警戒心、それとアメリカの慣習をそつくり導入したのである。

アメリカでは、国なり州政府が助成金や補助金を出すことはなく、企業グループ、宗教組織、個人の寄付などによってまかねわれている。キリスト教精神を反映して、教育は民間の浄財によって行われる事業との認識が一般的である。

しかし、日本は明治以来、国が率先して「教育立国」を目指した過去があり、歴史的な過程がまるで異なる。第八十九条は、元来、日本にはなじまない規定だったわけだ。

そこで国は困った。私立学校が国からの金銭的援助なしにやっていなければならないのは現実だが、かといって、国が直接助成金を出したら、第八十九条に真っ向から違反する。前述の私学振興財団は苦肉の策である。

国は、一括して公金を財団に出し、財

團が個々に助成金を割り当てる。つまり、国は直接に公金を出していないから違憲ではないというのだが、詭弁である。ワシントンクッショーン置こうが、条文を素直に読む限り違憲を免れまい。

同じことは、「慈善・博愛」を基調とする社会福祉についてもいえる。社会福祉協議会を設けて、ワンクッシュン方式をとっているが、こうしたやり方が悪い影響を及ぼしている。

解釈改憲という便法がまかり通つていいために、いろいろな利益団体が、自分たちにも助成金、補助金をつけてくれと迫つた結果、国と民間の間に入つて中間処理する公団や事業団が続々誕生して、不明朗な公金が支出される温床となつているのが現状だ。

かつてドイツの記者に話を聞いたこと

があるが、あの国では憲法と現実が食い違つたとなると、与野党問わず、競つて手を擧げる。それが、各党の手柄になるという。法治国家として当たり前だが、

現実に適合しない憲法を、改憲をしないまま放置すれば、結局、解釈改憲でのぐほかないが、その限界と弊害は、はつきり露呈している。眞の護憲とは、時代とのギャップを埋め、改正あるいは新しい条文を附加することにちゅうちょしない態度であると考える。

(五月二十五日談／文責在記者)

〈付記〉この直後、ドイツは「世界で最も寛容な亡命受け入れ条項」といわれた基本法（憲法）第十六条を改正した。日本の戦争放棄条項に匹敵する戦後憲法の象徴である。経済難民の急増による財政負担に耐えられず、ネオナチの暴力事件

三十五項目の「改憲案」要約

多発などの社会背景もあつた。それにしても、この歴史的条項がいともあつさ役割を終えたことは、法と現実とのかい離に鋭敏な国民性を示して余りある対応である。

最高法規——となつていて、

第一章「天皇の地位」（第一条）は、

現在の「象徴」を「日本国の元首」とす

る。その理由は、天皇が象徴とされてい

るため、元首について内閣、総理大臣、国会などの諸説があり、こうした疑惑を明確にすることである。

第二章「戦争の放棄」（第九条）は、戦争の「放棄」を「否認」と改め、新たに第三項「前二項の規定は、国際法上許

されない侵略戦争ならびに武力による威嚇または武力の行使を禁じたものであつて、自衛のために必要な限度の軍事力を保持し、これを行使することまで禁じたものではない」を置く。

第三章「国民の権利および義務」では、現憲法に欠けていた「知る権利」を新設し、「日本国民は、國の安全および

公共の秩序ならびに個人の尊嚴を侵さない限り、一般に入手できる情報源から、情報を得ることを妨げられない権利を有する」（第二十一条二項）とした。

また財産権の限界を明確にするため、

「土地の究極的所有権は、國家に属する」

（第二十九条三項）を設け、個人の私有財産権は、公共の福祉、社会福祉の見地から、絶対的に主張し得るものでないことを明らかにした。

その他、国籍剥奪・国外追放禁止、家庭の保護、老人および母子家庭の保護の

各規定の新設、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕および捜索・押収に対する保障のより確実化がある。

第六章「司法」では、最高裁の規則制

定権の範囲明確化。第七章「財政」は、

継続費に関する規定の新設（第八十六条二項）、公金の支出制限の合理化。第八章「地方自治」では地方自治の基本原則の明確化である。

第十章「最高法規」に、国民の憲法尊

重擁護義務規定を新設する。現行第九十

九条に一項として「日本国民は、この憲法および法律を誠実に遵守する義務を負

う」を設けた。

